

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

資料 2 - 3

第 5 期	第 4 期
<p data-bbox="344 440 878 478">イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(案)</p> <p data-bbox="539 635 683 673">第 5 期計画</p> <p data-bbox="526 970 696 1008">令和 4 年 4 月</p> <p data-bbox="539 1069 683 1107">香 川 県</p>	<p data-bbox="1368 440 1850 478">イノシシ第二種特定鳥獣管理計画</p> <p data-bbox="1541 635 1684 673">第 4 期計画</p> <p data-bbox="1518 970 1711 1008">平成 29 年 4 月</p> <p data-bbox="1541 1069 1684 1107">香 川 県</p>

## イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期
<p>1. 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ</p> <p>2. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）</p> <p>3. 対象地域 香川県全域とする。</p> <p>4. 目的 ア 農業被害の防止及び生活環境被害の防止 イ <u>人身被害の未然防止</u> ウ 生息頭数を適正な水準に減少させ、<u>分布域</u>を適正な範囲に縮小させる。</p> <p>5. <u>これまでの経緯</u> (1) 第 1 期イノシシ適正管理計画（平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで） イノシシによる農業被害金額は、平成 14 年度に初めて 1 億円を超え、農業振興を図る上で深刻な問題となったことから、県では、平成 17 年度に、鳥獣保護法に基づき、「イノシシ適正管理計画（特定鳥獣保護管理計画）」を策定し、狩猟期間を 3 月 15 日まで 1 ヶ月間延長するなど捕獲の推進に取り組むこととした。 (2) 第 2 期イノシシ適正管理計画（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月まで） 引き続き捕獲を推進するため、狩猟期間の延長を継続するとともに、休猟区における特例制度の活用、禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12 cm を超える足くくりわ</p>	<p>1. 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ</p> <p>2. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日（第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）</p> <p>3. 対象地域 香川県全域とする。</p> <p>4. 目的 ア 農業被害の防止及び生活環境被害の防止 イ 生息頭数を適正な水準に減少させ、<u>その生息地</u>を適正な範囲に縮小させる。</p> <p>5. <u>これまでの経過</u> (1) 第 1 期イノシシ適正管理計画（平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで） イノシシによる農業被害金額は、平成 14 年度に初めて 1 億円を超え、農業振興を図る上で深刻な問題となったことから、県では、平成 17 年度に、鳥獣保護法に基づき、「イノシシ適正管理計画（特定鳥獣保護管理計画）」を策定し、狩猟期間を 3 月 15 日まで 1 ヶ月間延長するなど捕獲の推進に取り組むこととした。 (2) 第 2 期イノシシ適正管理計画（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月まで） 引き続き捕獲を推進するため、狩猟期間の延長を継続するとともに、休猟区における特例制度の活用、禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12 cm を超える足くくりわ</p>

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期
<p>なの制限の解除)、狩猟者の減少と高齢化が進行していることから狩猟免許取得の推進を図ることとした。</p> <p>(3) <u>第 3 期イノシシ適正管理計画（平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）（平成 27 年 5 月 29 日以降、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画へ名称変更）</u></p> <p>前計画の対策を引き続き実施し、捕獲を推進することに加え、狩猟者の増加と被害対策の指導者養成に取り組むこととした。また、イノシシの※住居集合地域等への出沒事例が増加し、人身被害も発生したことから住居集合地域等での捕獲や防除対策に取り組むこととした。さらに、平成 27 年度からは、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、平成 28 年度からは有害鳥獣捕獲の通年化等により積極的な捕獲を図ってきた。</p> <p><u>(4) 第 4 期イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）</u></p> <p><u>捕獲の推進のため、狩猟に係る規制緩和を継続するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した。農業被害の軽減のため、侵入防止柵の普及に向けた取組に加え、地域リーダー育成を含め、地域が一体となった防除体制の推進を行った。引き続き、住居集合地域等※での対策を推進し、併せて出沒情報を収集し、対策に活用した。</u></p> <p>※ 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。</p> <p><u>(5) 前計画の評価</u></p> <p><u>本土部における個体群管理目標は、生息頭数 20,000 頭への誘導であり、捕獲の推進により令和元年度には捕獲頭数が 10,954 頭と過去最多を記録したものの、令和 2 年度末時点の推定生息頭数は中央値で 39,996 頭であった。</u></p> <p><u>小豆島における個体群管理目標は積極的な捕獲の実施であり、令和元年度には過去最多となる 3,789 頭の捕獲を達成したことなどにより、令和 2 年度末時点の推</u></p>	<p>なの制限の解除)、狩猟者の減少と高齢化が進行していることから狩猟免許取得の推進を図ることとした。</p> <p>(3) <u>第 3 期イノシシ適正管理計画（平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）</u></p> <p>前計画の対策を引き続き実施し、捕獲を推進することに加え、狩猟者の増加と被害対策の指導者養成に取り組むこととした。また、イノシシの※住居集合地域等への出沒事例が増加し、人身被害も発生したことから住居集合地域等での捕獲や防除対策に取り組むこととした。さらに、平成 27 年度からは、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、平成 28 年度からは有害鳥獣捕獲の通年化等により積極的な捕獲を図ってきた。</p> <p>※ 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。</p> <p><u>(4) これまでの計画の評価</u></p> <p><u>捕獲を強化したことで、平成 27 年度には捕獲頭数が 10,452 頭と過去最多を記録したが、農業被害金額は依然 1 億円近い状況で推移しており、さらなる被害の軽減が求められているほか、住居集合地域等に出沒するイノシシも増加傾向にあり、人的被害も継続的に発生している。平成 27 年度に実施した階層ベイズモデルによる推定の結果でも、全体の生息頭数を減少させるには、より積極的な捕獲の推</u></p>

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期
<p><u>定生息頭数は中央値で 2,442 頭であった。</u></p> <p><u>本土部、小豆島の共通の個体群管理目標は、住居集合地域等での人的被害の発生を防止するため、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させることであったが、県全域での出没件数は、減少傾向にはならず、人身被害は令和元年度には 13 件にのぼった。</u></p> <p><u>本土部、小豆島の共通の鳥獣被害対策の管理目標は、鳥獣被害対策実施隊の設置による、被害が恒常的に発生している集落の年間 10%削減であった。鳥獣被害対策実施隊は、15 市町で設置された。各年度における目標に対する被害発生集落は、平成 29 年度が 251 集落（目標 272 集落）、平成 30 年度が 226 集落（目標 245 集落）、令和元年度が 276 集落（目標 220 集落）、令和 2 年度が 232 集落（目標 200 集落）であった。</u></p> <p>6. 現状</p> <p>(1) 生息域</p> <p>ほぼ全域に生息する。</p> <p>(2) 生息状況</p> <p><u>令和 3 年度において、令和 2 年度までに蓄積された捕獲数や生息状況調査等のデータをを用い、捕獲数に基づく階層ベイズモデルによって推定された県内におけるイノシシの生息頭数は表 1 のとおりである。</u></p> <p><u>小豆島においては、近年、イノシシの生息頭数は減少傾向にあるが、本土部においては増加傾向にあり、より積極的な捕獲の推進が必要である。</u></p>	<p><u>進が必要であることが示されている。</u></p> <p><u>一方、狩猟者数は実人数で 1,325 人だった平成 21 年度以後、わな猟免許所持者を中心に増加に転じ、平成 27 年度には 1,932 人にまで回復するなど、一定の成果を上げている。</u></p> <p>6. 現状</p> <p>(1) 生息域</p> <p>ほぼ全域に生息する。</p> <p>(2) 生息状況</p> <p><u>平成 28 年度において階層ベイズモデルを用いて推定された県内におけるイノシシの生息頭数は表のとおりである。</u></p> <p><u>本土部と小豆島のいずれにおいてもイノシシの捕獲頭数は増加しているが、本土部においては生息頭数が減少していない可能性が高く、より積極的な捕獲の推進が必要である。</u></p>

## イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第5期				第4期			
表1 香川県におけるイノシシ <u>個体群動態の推定結果</u>				香川県におけるイノシシ <u>推定生息頭数</u>			
区分	本土部	小豆島	備考	区分	本土部	小豆島	備考
推定 増加頭数	<u>10,676 頭</u> <u>(7,463 頭~14,390 頭)</u>	<u>1,285 頭</u> <u>(858 頭~1,747 頭)</u>	令和2年度末 時点	推定自然増加頭数	<u>11,779 頭</u> <u>(9,147 頭~14,887 頭)</u>	<u>690 頭</u> <u>(565 頭~863 頭)</u>	平成27年度 末時点
推定自然 増加率	<u>27.8%</u> <u>(17.4%~39.5%)</u>	<u>40.9%</u> <u>(24.0%~57.5%)</u>	"	推定自然増加率	<u>47.1%</u> <u>(34.6%~60.1%)</u>	<u>89.7%</u> <u>(79.7%~99.2%)</u>	"
推定 生息頭数	<u>39,996 頭</u> <u>(29,774 頭~55,018 頭)</u>	<u>2,442 頭</u> <u>(1,511 頭~3,738 頭)</u>	"	推定生息頭数	<u>28,249 頭</u> <u>(20,870 頭~39,300 頭)</u>	<u>591 頭</u> <u>(312 頭~998 頭)</u>	"
<p>※1 中央値と、括弧内に50%信用区間を示す。</p>				<p>※ 小豆島については根拠となる歴年の捕獲頭数等のデータが少なく推定誤差が大きい可能性がある。</p>			
<p><u>(3) 捕獲実績と捕獲体制</u></p> <p><u>① 捕獲実績</u></p> <p><u>捕獲推進により毎年度1万頭を超える捕獲を達成しており、そのうち約8割が本土部で捕獲されている。令和元年度の捕獲頭数は1万4千頭を超え、過去最多となった。平成28年度に狩猟による捕獲が大きく減少し、近年は大半が有害鳥獣捕獲となっている。</u></p>							

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第5期

第4期

表2 本土部、小豆島及び県全域におけるイノシシの捕獲数

年度	本土部	小豆島	県全域
平成22年度	5,451	42	5,493
平成23年度	5,548	69	5,617
平成24年度	6,850	129	6,979
平成25年度	5,948	281	6,229
平成26年度	8,201	820	9,021
平成27年度	9,467	985	10,452
平成28年度	10,424	1,694	12,118
平成29年度	9,227	2,415	11,642
平成30年度	8,905	2,861	11,766
令和元年度	10,954	3,789	14,743
令和2年度	10,494	2,154	12,648

頭

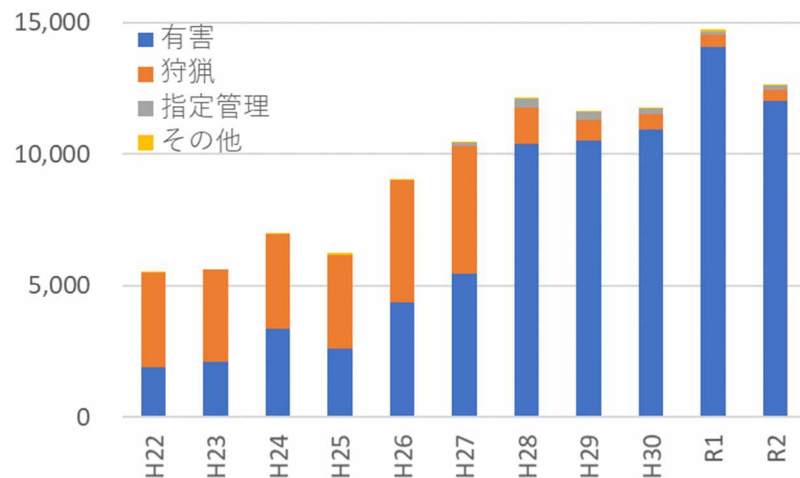


図1 各捕獲種別における捕獲数の経年変化

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期																																																																																								
<p><b>② 捕獲体制</b></p> <p><u>狩猟者登録件数は全体で見ると平成 27 年度から平成 29 年度にかけて増加したものの、平成 30 年度以降は横ばいで推移している。狩猟登録した狩猟者の年齢構成で見ると、70 歳以上の割合は平成 23 年度からはほぼ一定の傾向で増加している。しかし、60～69 歳の割合が平成 29 年度から減少している。したがって、60～69 歳の準高齢者の割合が少なくなり、70 歳以上の高齢者の割合が急激に高まっており、高齢者から準高齢者への狩猟に関する知識や技術の伝承について問題を生じるといえる。このことから、平成 29 年度からの 60～69 歳の割合の減少の理由を考え、60～69 歳の割合を増やすとともに、60 歳以下の捕獲従事者も増加させるため、初心者にもわかりやすい捕獲技術講習会及び狩猟免許取得者を増やすため、狩猟に興味がある若者や女性を対象に入門講座を毎年開催する。</u></p> <p><u>また、森林組合や猟友会等との協議により、新規捕獲従事者の増加に向けた取組の検討を開始する。一方、狩猟登録はせずに有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業のみで活動している捕獲従事者の実態についても、把握する必要がある。</u></p>																																																																																									
<table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <caption>図 2 狩猟登録者の年齢構成の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>18～29</th> <th>30～39</th> <th>40～49</th> <th>50～59</th> <th>60～69</th> <th>70～79</th> <th>80～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>H24</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>H25</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>H26</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>H27</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>H28</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>H29</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>H30</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>R1</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> <tr><td>R2</td><td>50</td><td>20</td><td>30</td><td>100</td><td>300</td><td>150</td><td>50</td></tr> </tbody> </table>		年度	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	H23	50	20	30	100	300	150	50	H24	50	20	30	100	300	150	50	H25	50	20	30	100	300	150	50	H26	50	20	30	100	300	150	50	H27	50	20	30	100	300	150	50	H28	50	20	30	100	300	150	50	H29	50	20	30	100	300	150	50	H30	50	20	30	100	300	150	50	R1	50	20	30	100	300	150	50	R2	50	20	30	100	300	150	50
年度	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～																																																																																		
H23	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
H24	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
H25	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
H26	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
H27	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
H28	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
H29	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
H30	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
R1	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
R2	50	20	30	100	300	150	50																																																																																		
<p><b>図 2 狩猟登録者の年齢構成の推移</b></p>																																																																																									

## イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期		第 4 期																																																									
<p style="color: red; margin: 0;">表 3 狩猟者登録件数と、そのうち 70 歳以上の割合の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;"><u>70 歳未満</u></th> <th style="width: 15%; text-align: center;"><u>70 歳以上</u></th> <th style="width: 15%; text-align: center;"><u>合計</u></th> <th style="width: 15%; text-align: center;"><u>70 歳以上 (%)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成 23 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,136</u></td> <td style="text-align: center;"><u>331</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,467</u></td> <td style="text-align: center;"><u>22.6</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 24 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,137</u></td> <td style="text-align: center;"><u>352</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,489</u></td> <td style="text-align: center;"><u>23.6</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 25 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,096</u></td> <td style="text-align: center;"><u>390</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,486</u></td> <td style="text-align: center;"><u>26.2</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 26 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,102</u></td> <td style="text-align: center;"><u>419</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,521</u></td> <td style="text-align: center;"><u>27.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 27 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,232</u></td> <td style="text-align: center;"><u>473</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,705</u></td> <td style="text-align: center;"><u>27.7</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,232</u></td> <td style="text-align: center;"><u>533</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,765</u></td> <td style="text-align: center;"><u>30.2</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 29 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,175</u></td> <td style="text-align: center;"><u>626</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,801</u></td> <td style="text-align: center;"><u>34.8</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 30 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,071</u></td> <td style="text-align: center;"><u>678</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,749</u></td> <td style="text-align: center;"><u>38.8</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;"><u>1,003</u></td> <td style="text-align: center;"><u>741</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,744</u></td> <td style="text-align: center;"><u>42.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td style="text-align: center;"><u>953</u></td> <td style="text-align: center;"><u>789</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,742</u></td> <td style="text-align: center;"><u>45.3</u></td> </tr> </tbody> </table>						<u>70 歳未満</u>	<u>70 歳以上</u>	<u>合計</u>	<u>70 歳以上 (%)</u>	平成 23 年度	<u>1,136</u>	<u>331</u>	<u>1,467</u>	<u>22.6</u>	平成 24 年度	<u>1,137</u>	<u>352</u>	<u>1,489</u>	<u>23.6</u>	平成 25 年度	<u>1,096</u>	<u>390</u>	<u>1,486</u>	<u>26.2</u>	平成 26 年度	<u>1,102</u>	<u>419</u>	<u>1,521</u>	<u>27.5</u>	平成 27 年度	<u>1,232</u>	<u>473</u>	<u>1,705</u>	<u>27.7</u>	平成 28 年度	<u>1,232</u>	<u>533</u>	<u>1,765</u>	<u>30.2</u>	平成 29 年度	<u>1,175</u>	<u>626</u>	<u>1,801</u>	<u>34.8</u>	平成 30 年度	<u>1,071</u>	<u>678</u>	<u>1,749</u>	<u>38.8</u>	令和元年度	<u>1,003</u>	<u>741</u>	<u>1,744</u>	<u>42.5</u>	令和 2 年度	<u>953</u>	<u>789</u>	<u>1,742</u>	<u>45.3</u>
	<u>70 歳未満</u>	<u>70 歳以上</u>	<u>合計</u>	<u>70 歳以上 (%)</u>																																																							
平成 23 年度	<u>1,136</u>	<u>331</u>	<u>1,467</u>	<u>22.6</u>																																																							
平成 24 年度	<u>1,137</u>	<u>352</u>	<u>1,489</u>	<u>23.6</u>																																																							
平成 25 年度	<u>1,096</u>	<u>390</u>	<u>1,486</u>	<u>26.2</u>																																																							
平成 26 年度	<u>1,102</u>	<u>419</u>	<u>1,521</u>	<u>27.5</u>																																																							
平成 27 年度	<u>1,232</u>	<u>473</u>	<u>1,705</u>	<u>27.7</u>																																																							
平成 28 年度	<u>1,232</u>	<u>533</u>	<u>1,765</u>	<u>30.2</u>																																																							
平成 29 年度	<u>1,175</u>	<u>626</u>	<u>1,801</u>	<u>34.8</u>																																																							
平成 30 年度	<u>1,071</u>	<u>678</u>	<u>1,749</u>	<u>38.8</u>																																																							
令和元年度	<u>1,003</u>	<u>741</u>	<u>1,744</u>	<u>42.5</u>																																																							
令和 2 年度	<u>953</u>	<u>789</u>	<u>1,742</u>	<u>45.3</u>																																																							



# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第5期

第4期

## (4) 農業被害及び被害対策の状況

### ① 被害状況

令和2年度の県内の野生鳥獣による被害金額約1億1千万円のうち、イノシシによる被害は約5千万円であり、全体の約4割を占めている。平成24年度以降、被害金額は減少しているが、依然として高い水準である。作物別の被害金額の割合では水稲と果樹が多い。本土部の被害金額は、平成30年度以降は横ばい傾向であり、被害を減らすための新たな取組が必要となる。

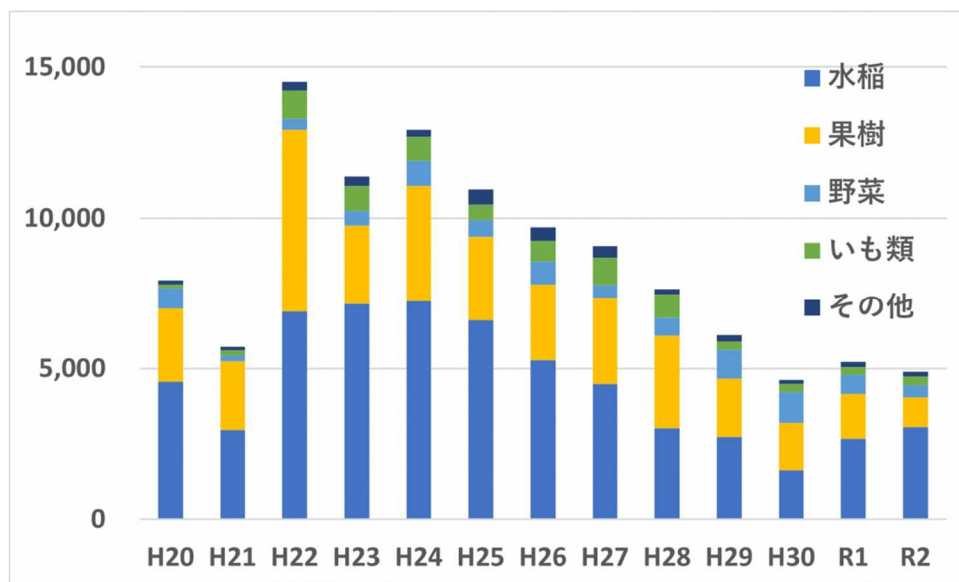
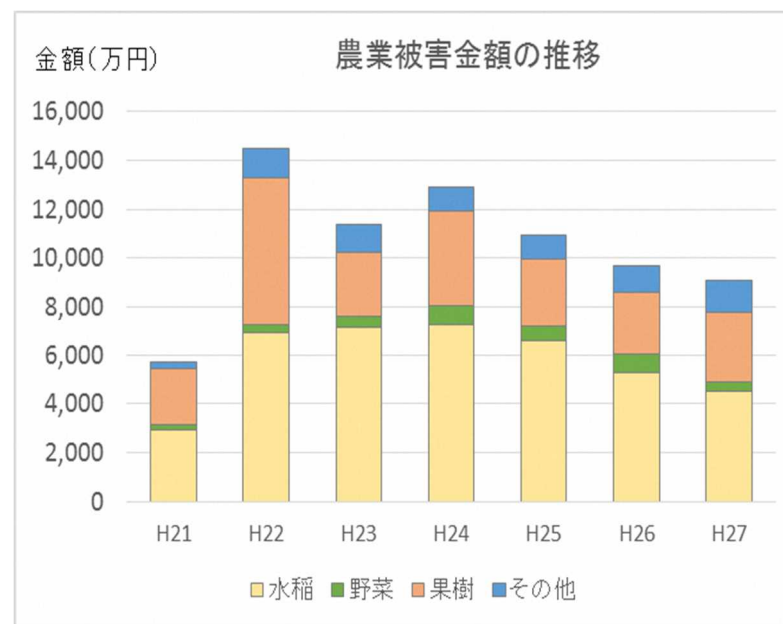


図3 香川県におけるイノシシによる農業被害金額の推移(作物別)

## (3) 農業被害及び被害対策の状況

### ① 被害状況

平成27年度の県内の野生鳥獣による被害金額約2億1千万円のうち、イノシシによる被害は約9千万円であり、全体の約4割を占めている。侵入防止柵の設置等により、平成24年度以降被害金額は減少しているが、依然として高い水準にあることに変わりはない。作物としては、水稲が約4千5百万円、果樹が約2千9百万円と大半を占めている。また、住居集合地域等への出没件数も急増しており、深刻な社会問題となっている。



# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期																																										
<div style="text-align: center;"> <p>The graph shows agricultural damage amounts in Kagawa Prefecture from H20 to R2. The Y-axis represents the amount in thousands of yen, ranging from 0 to 15,000. The X-axis shows years from H20 to R2. Two lines are plotted: a dashed orange line for Honshu (本土部) and a solid orange line for Kochi (小豆島). The Honshu line shows a significant peak in H22 at approximately 14,000, while the Kochi line remains consistently low, near zero.</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>図 4 香川県におけるイノシシによる農業被害金額の推移(本土・小豆島)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>本土部 (千円)</th> <th>小豆島 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>8,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>H21</td><td>6,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>H22</td><td>14,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>H23</td><td>11,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>H24</td><td>12,500</td><td>100</td></tr> <tr><td>H25</td><td>10,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>H26</td><td>9,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>H27</td><td>8,500</td><td>100</td></tr> <tr><td>H28</td><td>7,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>H29</td><td>5,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>H30</td><td>4,000</td><td>100</td></tr> <tr><td>R1</td><td>4,500</td><td>100</td></tr> <tr><td>R2</td><td>4,500</td><td>100</td></tr> </tbody> </table> </div> <p><b>② 被害対策の状況</b></p> <p>県内では、ワイヤーメッシュ柵や電気柵による侵入防止柵の設置が行われており、特に、集落柵を中心に整備が行われている。また、一部の地域では集落柵と合わせ、集落ぐるみで緩衝帯の設置や誘引物の除去も実施され、大きな成果を上げている。しかしながら、十分な対策が講じられていない地域や集落柵を設置しても十分に管理が行われない事例も多く、そのような地域にイノシシの被害が集中する傾向が見受けられる。効果的な被害対策の普及啓発に継続して取り組む必要がある。</p> <p><b>(5) 人身被害対策の状況</b></p> <p><b>① 被害状況</b></p> <p>香川県野生鳥獣対策システムで集計されているイノシシの出没件数は、平成 25 年度以降、急激に増加し、平成 27 年度以降は毎年およそ 200 件が報告されてい</p>	年次	本土部 (千円)	小豆島 (千円)	H20	8,000	100	H21	6,000	100	H22	14,000	100	H23	11,000	100	H24	12,500	100	H25	10,000	100	H26	9,000	100	H27	8,500	100	H28	7,000	100	H29	5,000	100	H30	4,000	100	R1	4,500	100	R2	4,500	100	<p><b>② 被害対策の状況</b></p> <p>県内では、ワイヤーメッシュ柵や電気柵による侵入防止柵の設置が行われており、特に、集落柵を中心に整備が行われている。また、一部の地域では集落柵と合わせ、集落ぐるみで緩衝帯の設置や誘引物の除去も実施され、大きな成果を上げている。しかしながら、十分な対策が講じられていない地域や集落柵を設置しても十分に管理が行われない事例も多く、そのような地域にイノシシの被害が集中する傾向が見受けられる。効果的な被害対策の普及啓発に継続して取り組む必要がある。</p>
年次	本土部 (千円)	小豆島 (千円)																																									
H20	8,000	100																																									
H21	6,000	100																																									
H22	14,000	100																																									
H23	11,000	100																																									
H24	12,500	100																																									
H25	10,000	100																																									
H26	9,000	100																																									
H27	8,500	100																																									
H28	7,000	100																																									
H29	5,000	100																																									
H30	4,000	100																																									
R1	4,500	100																																									
R2	4,500	100																																									

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期

第 4 期

る。それに伴って人身被害も毎年複数件発生しており、令和元年度には13件が報告された。

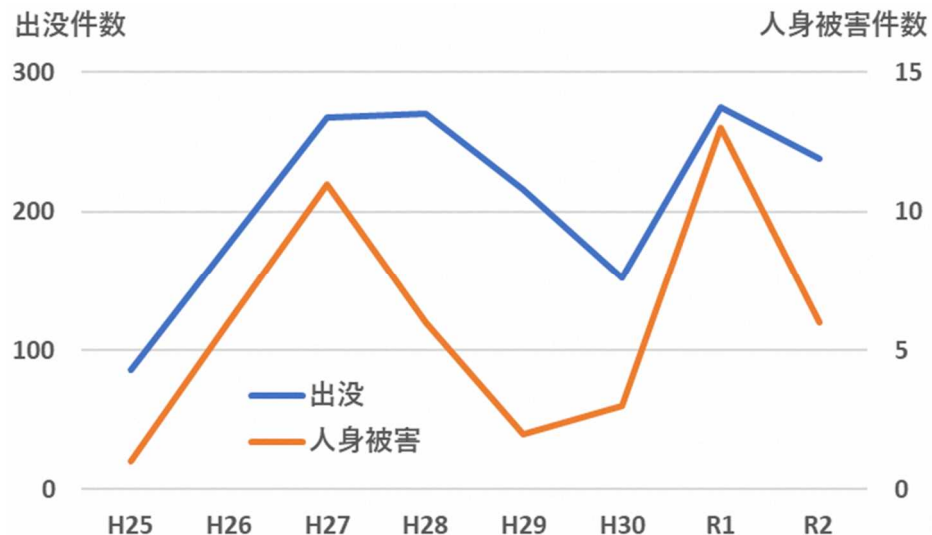


図5 香川県におけるイノシシによる出沒及び人身被害件数

## ② 被害対策の状況

県担当者、市町担当者、警察、猟友会向けの「市街地イノシシ緊急対応研修会」を毎年開催し、対応方法の周知と関係機関相互の連携に向けた働きかけを行っている。しかし、イノシシによる人身被害の深刻さを考慮すると、人身被害は未然に防ぐ必要があり、対応する行政等各機関のみならず、住民に対しても注意喚起や被害防止策を周知する必要がある。また、市街地等への出沒の原因を特定し、市街地出沒防止に向けた取組を検討する必要がある。

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期								
<p><b>7. 適正管理の基本的な考え方</b></p> <p>年度ごとに、目標の達成状況を評価するとともに、新たに得られたイノシシの出没や被害情報を考慮して、次年度以降の行動計画へのフィードバックを行う順応的管理を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【目標の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な捕獲</li> <li>・被害水準の目標値</li> <li>・住居集合地域等での出没抑制</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【事業実施計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個体群管理</li> <li>・<b>農業被害対策</b></li> <li>・生息環境管理</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【目標達成の検証】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲状況</li> <li>・農業被害</li> <li>・住居集合地域等に出没するイノシシ</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">フィードバック</p> </div> <p><b>8. 具体的な管理目標</b></p> <p>(1) 個体群管理<sup>※1</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間内に本土部の生息頭数を <u>4万頭から極力減少を図る</u>よう、積極的に捕獲を推進する<sup>※2</sup>。また、小豆島においては積極的な捕獲を<u>継続する</u>。</li> <li>✓ 住居集合地域等<sup>※3</sup>での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 具体的な年間捕獲目標はイノシシ第二種特定鳥獣管理計画事業実施計画で設定する。</p> <p>※2 <u>環境省及び農林水産省の平成 25 年 12 月 26 日付け「抜本的な捕獲強化対策」を踏まえ、本県では、第 4 期計画期間中において、年間捕獲目標を上回る個体数を捕獲しているが、捕獲体制の現状等を考慮して目標生息頭数を設定した。</u></p>	区分	内容	管理目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間内に本土部の生息頭数を <u>4万頭から極力減少を図る</u>よう、積極的に捕獲を推進する<sup>※2</sup>。また、小豆島においては積極的な捕獲を<u>継続する</u>。</li> <li>✓ 住居集合地域等<sup>※3</sup>での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</li> </ul>	<p><b>7. 適正管理の基本的な考え方</b></p> <p>毎年、前年度までの捕獲頭数と出没状況等から階層ベイズモデルによるイノシシの生息頭数の推定と将来予測を行い、年間の捕獲目標や被害軽減目標を設定する。また、年度ごとに、目標の達成状況を評価するとともに、新たに得られたイノシシの出没や被害情報を考慮して、次年度以降の行動計画へのフィードバックを行う順応的管理を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【目標の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な捕獲</li> <li>・被害水準の目標値</li> <li>・住居集合地域等での出没抑制</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【事業実施計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個体群管理</li> <li>・被害対策</li> <li>・生息環境管理</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【モニタリング調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生息状況</li> <li>・捕獲状況</li> <li>・農業被害</li> <li>・住居集合地域等での出没件数</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">フィードバック</p> </div> <p><b>8. 具体的な管理目標</b></p> <p>(1)<sup>※1</sup> 個体群管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理目標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間内に本土部の生息頭数を <u>2万頭に誘導できる</u>よう、積極的に捕獲を推進する。また、小豆島においては積極的な捕獲に<u>努める</u>。</li> <li>✓ <sup>※2</sup> 住居集合地域等での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 具体的な年間捕獲目標は事業実施計画で設定する。</p> <p>※2 <u>鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。</u></p>	区分	内容	管理目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間内に本土部の生息頭数を <u>2万頭に誘導できる</u>よう、積極的に捕獲を推進する。また、小豆島においては積極的な捕獲に<u>努める</u>。</li> <li>✓ <sup>※2</sup> 住居集合地域等での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</li> </ul>
区分	内容								
管理目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間内に本土部の生息頭数を <u>4万頭から極力減少を図る</u>よう、積極的に捕獲を推進する<sup>※2</sup>。また、小豆島においては積極的な捕獲を<u>継続する</u>。</li> <li>✓ 住居集合地域等<sup>※3</sup>での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</li> </ul>								
区分	内容								
管理目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 計画期間内に本土部の生息頭数を <u>2万頭に誘導できる</u>よう、積極的に捕獲を推進する。また、小豆島においては積極的な捕獲に<u>努める</u>。</li> <li>✓ <sup>※2</sup> 住居集合地域等での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</li> </ul>								

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期								
<p>※3 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。</p> <p>(2) 被害対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理目標</td> <td>                     ✓ <u>深刻な鳥獣被害が発生している全市町で「鳥獣被害対策実施隊※1」を設置して、計画期間内のイノシシによる農作物被害総額を過去 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)と比較して 3 割減の 2 億 2 千万円※2に抑える。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 鳥獣被害防止特別措置法第 9 条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。</p> <p>※2 <u>香川県農業・農村基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）による。</u></p> <p>9. 管理目標を達成するための方策</p> <p><u>施策の 3 本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域の被害実態に合わせ、3 つの施策を効果的に組み合わせて実行する。</u></p> <p>(1) 個体群管理</p> <p>① 狩猟</p> <p>狩猟期間中の捕獲を促進するため、次の規制緩和を<u>継続</u>する。</p> <p>ア 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、11 月 15 日から 3 月 15 日までとする）</p> <p>イ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12 cm を超える足くくりわなの制限解除）</p> <p>ウ 休猟区における特例制度の活用</p> <p>② 有害鳥獣捕獲</p> <p>被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は鳥獣被害対策実施隊を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。</p> <p>③ 指定管理鳥獣捕獲等事業</p> <p>1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的</p>	区分	内容	管理目標	✓ <u>深刻な鳥獣被害が発生している全市町で「鳥獣被害対策実施隊※1」を設置して、計画期間内のイノシシによる農作物被害総額を過去 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)と比較して 3 割減の 2 億 2 千万円※2に抑える。</u>	<p>(2) 被害対策</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理目標</td> <td>                     ✓ 鳥獣被害が発生している全市町で「※1 鳥獣被害対策実施隊」を設置して、<u>被害が恒常的に発生している集落を※2現状から年間約 10%減少させる。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 鳥獣被害防止特別措置法第 9 条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。</p> <p>※2 <u>平成 28 年度の被害集落数を基準とする。</u></p> <p>9. 管理目標を達成するための方策</p> <p>(1) 個体群管理</p> <p>① 狩猟</p> <p>狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を<u>実施</u>する。</p> <p>ア 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、11 月 15 日から 3 月 15 日までとする）</p> <p>イ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12 cm を超える足くくりわなの制限解除）</p> <p>ウ 休猟区における特例制度の活用</p> <p>② 有害鳥獣捕獲</p> <p>被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は鳥獣被害対策実施隊を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。</p> <p>③ 指定管理鳥獣捕獲等事業</p> <p>1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的</p>	区分	内容	管理目標	✓ 鳥獣被害が発生している全市町で「※1 鳥獣被害対策実施隊」を設置して、 <u>被害が恒常的に発生している集落を※2現状から年間約 10%減少させる。</u>
区分	内容								
管理目標	✓ <u>深刻な鳥獣被害が発生している全市町で「鳥獣被害対策実施隊※1」を設置して、計画期間内のイノシシによる農作物被害総額を過去 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)と比較して 3 割減の 2 億 2 千万円※2に抑える。</u>								
区分	内容								
管理目標	✓ 鳥獣被害が発生している全市町で「※1 鳥獣被害対策実施隊」を設置して、 <u>被害が恒常的に発生している集落を※2現状から年間約 10%減少させる。</u>								

## イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期
<p>イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化し、本計画の目標の達成を図るため、各市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p> <p>2) 実施期間 原則として1年以内とする。</p> <p>3) 実施区域 市町の要望に基づき、次のア又はイの要件に該当する地域を対象とし、詳細は実施計画において定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 住宅集合地域等の周辺等、奥山、離島等の捕獲困難な地域で捕獲をする場合</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 市町の圏域を越え、広域に捕獲を実施する場合</p> <p>4) 事業の目標 本特定計画の目標を達成するために必要な捕獲を推進することとし、詳細は実施計画において定める。</p> <p>5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 事業の実施方法については、実施計画に定める。 また、実施結果の把握及び評価を適切に行うため、捕獲実績の把握・分析等を行い、必要に応じて学識経験者等との連携に努める。</p> <p>6) 事業の実施者 香川県</p> <p><b>④「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立</b> 県及び市町は、捕獲の担い手である狩猟者を、受益者である地域住民が集落ぐるみで支援するため、法人<sup>*</sup>に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。</p> <p><small>※ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕</small></p>	<p>イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化し、本計画の目標の達成を図るため、各市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p> <p>2) 実施期間 原則として1年以内とする。</p> <p>3) 実施区域 市町の要望に基づき、次のア又はイの要件に該当する地域を対象とし、詳細は実施計画において定める。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 住宅集合地域等の周辺等、奥山、離島等の捕獲困難な地域で捕獲をする場合</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 市町の圏域を越え、広域に捕獲を実施する場合</p> <p>4) 事業の目標 本特定計画の目標を達成するために必要な捕獲を推進することとし、詳細は実施計画において定める。</p> <p>5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 事業の実施方法については、実施計画に定める。 また、実施結果の把握及び評価を適切に行うため、捕獲実績の把握・分析等を行い、必要に応じて学識経験者等との連携に努める。</p> <p>6) 事業の実施者 香川県</p> <p><b>④「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立</b> 県及び市町は、捕獲の担い手である狩猟者を、受益者である地域住民が集落ぐるみで支援するため、<sup>*</sup>法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。</p> <p><small>※ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又</small></p>

## イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第5期	第4期
<p>獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。</p> <p><b>⑤ 隣接県との連携</b></p> <p>本土部においては、徳島県、愛媛県との県境のイノシシの生息状況を共有し、必要に応じて連携して捕獲活動の実施を検討する。</p> <p>(2) 被害対策</p> <p><b>① 侵入防止柵等の普及及び適正な維持管理の推進</b></p> <p>農業被害を防止するための侵入防止柵については、集落柵のほか、必要に応じて個別柵を組み合わせるなど、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて適切に選択できるよう支援するほか、野生鳥獣との棲み分けを図るための緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備についても推進する。<u>また、被害をなくすための、適正な設置・維持管理方法について、広報等により周知を行う。</u></p> <p><b>② 地域一体となった防除体制の推進</b></p> <p>県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成<u>支援を継続</u>するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を<u>継続</u>する。</p> <p><b>③ 住居集合地域等での対策の推進</b></p> <p>住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する。また、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。</p> <p>また、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策につ</p>	<p>は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。</p> <p>(2) 被害対策</p> <p><b>① 侵入防止柵等の普及</b></p> <p>農業被害を防止するための侵入防止柵については、集落柵のほか、必要に応じて個別柵を組み合わせるなど、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて適切に選択できるよう支援するほか、野生鳥獣との棲み分けを図るための緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備についても推進する。</p> <p><b>② 地域一体となった防除体制の推進</b></p> <p>県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成<u>を支援</u>するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を<u>実施</u>する。</p> <p><b>③ 住居集合地域等での対策の推進</b></p> <p>住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する。また、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。</p> <p>また、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策につ</p>

## イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第5期	第4期
<p>いて市町に助言を行う。</p> <p><u>住民に対し、注意喚起及び対応方法を周知するため、広報等にイノシシの危険性及び遭遇時の対応方法を掲載する。また、必要に応じて住民向けの講習会を開催する。</u></p> <p>(3) 生息環境管理</p> <p>① 森林管理</p> <p>集落や農地に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進し、イノシシの生息頭数の減少に努める。</p> <p>② 集落環境管理</p> <p>県及び市町は、未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林等の適切な管理による誘引物の除去等の取組みを、地域住民が集落ぐるみで積極的に行えるように支援する。</p> <p><u>(4) 関係部局等の連携</u></p> <p><u>本計画は、個体群管理、被害対策、生息環境管理で構成されているが、これらを総合的に実施するためには、行政部局間の連携が必要である。特に、鳥獣被害防止特措法との整合・連動は重要であり、みどり保全課と農業経営課、関係市町及び鳥獣被害防止対策協議会は、各施策の実施にあたり十分な連絡と調整を行う。</u></p> <p>10. <u>目標達成の検証</u></p> <p>(1) 生息状況調査</p> <p>① 出猟カレンダー調査</p> <p><u>出猟者ごとの出猟日時と目撃・捕獲情報を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握する。</u></p> <p><u>(2) 捕獲状況調査</u></p> <p><u>有害鳥獣捕獲、狩猟、県主体捕獲事業等による前年度の捕獲状況を毎年、6月</u></p>	<p>いて市町に助言を行う。</p> <p>(3) 生息環境管理</p> <p>① 森林管理</p> <p>集落や農地に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進し、イノシシの生息頭数の減少に努める。</p> <p>② 集落環境管理</p> <p>県及び市町は、未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林等の適切な管理による誘引物の除去等の取組みを、地域住民が集落ぐるみで積極的に行えるように支援する。</p> <p>10. <u>モニタリング調査</u></p> <p>(1) 生息状況調査</p> <p>① 出猟カレンダー調査</p> <p><u>狩猟者ごとの出猟日時と目撃・捕獲情報を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握する。</u></p> <p><u>(2) 捕獲状況調査</u></p> <p>狩猟メッシュごとの捕獲実績を集計し、その増減を把握する。</p>



# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第 5 期	第 4 期
<p><u>中旬を目途として取りまとめる。</u></p> <p><b>(3) 農業被害調査</b>                      農業被害の発生や増減について把握する。また、ここで得られたデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料としても活用する。</p> <p><b>(4) 住居集合地域等に出没するイノシシ</b>                      「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、「出没集中区域」の把握に努めるとともに、個体群管理や被害対策の判断材料として活用する。</p> <p><b>1.1. 感染症対策</b></p> <p><b>(1) 豚熱 (CSF) 感染拡大防止</b>  <u>令和2年度末時点において、県内では豚熱 (CSF) は確認されておらず、非感染を継続するためには、徹底した水際対策を行う必要がある。人間活動が関係する主な感染経路は、人間の移動に伴い運搬された汚染土への野生イノシシの接触や、汚染された廃棄食品のイノシシによる摂食と考えられている。</u>  <u>こうした人為的な感染拡大を防ぐためには、隣接県での出猟や、山中での活動があった際、靴等の装備品や自動車のタイヤ等に付着した土を洗浄し、消毒を行う必要がある。廃棄食品については、厳正に処分し、野生動物による摂食を防ぐ必要がある。</u>  <u>これらの取組を普及させるため、山中での作業や狩猟者、行楽客等に対し、周知を行う。また、水際対策を徹底するため、隣接県と連携を図る。</u></p> <p><b>(2) アフリカ豚熱 (ASF) 普及啓発</b>  <u>令和2年度末時点において、国内ではアフリカ豚熱 (ASF) の感染は確認され</u></p>	<p><b>③ 階層ベイズモデルによる生息頭数の推定</b>                      出猟カレンダー調査の結果や、狩猟メッシュごとの捕獲実績を参考に、階層ベイズモデルにより生息頭数を推定する。</p> <p><b>(2) 農業被害調査</b>                      農業被害の発生や増減について把握する。また、ここで得られたデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料としても活用する。</p> <p><b>(3) 住居集合地域等に出没するイノシシ</b>                      「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、「出没集中区域」の把握に努めるとともに、個体群管理や被害対策の判断材料として活用する。</p>

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 新旧対照表

第5期	第4期
<p><u>ていないものの、近隣諸国での感染状況を踏まえ、豚熱（CSF）と同様、感染防止のための普及啓発を行う。</u></p>	